



鳥取県公報

平成 28 年 12 月 27 日(火)
号外第 1 2 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（63）（福利厚生課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

==== 公布された規則のあらまし ====

◇議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

地方公務員災害補償法施行規則の一部改正に鑑み、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 日常生活上必要な行為とされる配偶者等の介護の対象者について、職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者を除き、同居を要しないこととする。
- (2) 施行期日は、平成29年1月1日とする。

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年12月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第63号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年鳥取県規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 条例第2条第3項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び次に掲げる者（<u>イに掲げる者にあつては、職員と同居しているものに限る。</u>）の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）</p> <p>ア・イ 略</p>	<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 条例第2条第3項ただし書の日常生活上必要な行為であつて規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護（継続的に又は反復して行われるものに限る。）</p> <p>ア・イ 略</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第2条の5第1項第5号の規定は、平成29年1月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。